

特定関係にある資格者同士の競争入札への参加について

(建設部建設管理課)

道では、より一層、適正かつ公正な入札を確保することを目的に、新たに「特定関係にある資格者同士の競争入札への参加について」を制定し、令和5年4月1日以後、入札公告及び指名通知を行う案件から資本関係又は人的関係（以下「特定関係」という。）にある資格者同士の同一入札への参加の制限を、競争入札で実施する工事及び委託業務に適用することとしました。

1 令和5年4月からの取扱いの概要

- (1) 特定関係にある資格者同士の同一入札への入札参加の制限を、一般競争入札及び指名競争入札で実施する工事及び測量、設計、維持管理業務等の委託業務に適用。
- (2) 一般競争入札では、入札参加希望者間に特定関係が確認された場合には、入札参加資格の決定までに、一方の入札参加申請書を取り下げさせていただきます。
- (3) 入札参加資格の決定後又は指名通知後、新たに特定関係者となった場合等、基準に該当する事実が判明した場合は、一方の入札書の提出を辞退させていただきます。
- (4) 入札書提出から落札者を決定する前までに、基準に該当する事実が判明した場合は、基準に該当する全ての入札参加者の入札書を無効とします。
- (5) 落札者の決定から契約締結前までに基準に該当することが判明した場合は、当該入札結果を無効とし、改めて入札を実施します。
- (6) 特定関係調書や業態調書に虚偽の記載が判明した場合には、指名停止措置を行う場合があります。

2 お願い

特定関係の確認は、建設工事等競争入札参加資格審査申請時に提出される「業態調書」により行います。

新たな特定関係が発生した場合や特定関係が解消となった場合は、速やかに、建設管理課工事管理係へ変更届を提出するよう、お願いいたします。